### 県民の皆様へのお願い

(特措法第45条第1項)

# ◆不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛

特に、午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛

(医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、 必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や 健康の維持のために必要な場合を除く)

※すべて令和3年2月8日から令和3年3月7日まで

## 「静美食」~静かに食材の味を楽しみ礼儀良く美味しく食べる~



# 営業時間の短縮要請等について

(特措法第24条第9項)

要請内容	営業時間の短縮、酒類提供時間の短縮	
要請期間	<b>令和3年2月8日(月)</b> から <b>令和3年3月7日(日)</b> まで 午前 0時 午後12時	
地 域	県内全域	
対象業種	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。) 遊興施設等:バー、カラオケボックス等 (飲食店営業許可取得店舗) ※ネットカフェ、漫画喫茶を除く(感染防止対策の徹底を要請)	
営業時間	午前 5時から午後8時まで	
酒類提供時間	<b>午前11時から午後7時まで</b>	
感染症対策	彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び 業種別ガイドラインを使用・遵守し、 <b>感染症対策</b> を <b>徹底</b>	

## 埼玉県感染防止対策協力金(第5期)について

- 営業時間・酒類提供時間短縮要請にご協力いただいた事業者に感染防止対策協力金を支給します
- 要請期間終了(3月8日)後、速やかに受付を開始し、迅速に協力金がお手元に届くよう努めます
- 第4期(1月12日~2月7日要請分)については、2月8日から申請受付予定
- 第5期(2月8日から3月7日まで)

### 支給額 168万円/店舗(2月8日から3月7日まで全て協力した場合)

- \* 弾力的運用 2月8日に間に合わない場合でも、協力開始日から3月7日までの全ての期間、 協力いただければ日割りで支給
- \* 要請期間 3月7日前に緊急事態宣言が解除され、要請期間が短縮となった場合は、 要請期間最終日までの協力日数に応じて支給

### イベントの取扱いについて

(特措法第24条第9項)

分 類

内

収容人数 1 0,000人を 超える施設でのイベント ◆イベントの参加人数は、

5,000人を上限とする。

容

(ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない。)

収容人数10,000人 以下の施設でのイベント ◆イベントの参加人数は、

収容率50%を上限とする。

(ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない。)

営業時間

◆午後8時までに短縮していただくようお願いする。

令和3年2月8日から令和3年3月7日まで

## 事業者の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項)

- ◆テレワークの徹底 目標値:出勤者数を7割削減
- ◆在宅勤務・時差出勤の徹底
- ◆ 事業の継続や時差出勤に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制
- ◆職場・寮における感染防止策の徹底
- ◆ 従業員への基本的な**感染防止策の徹底や、会食自粛**等の呼びかけ

#### 〈事業者の皆様への協力要請〉

◆ 全てのイルミネーションの早めの消灯

#### 入院医療機関・高齢者施設における集中検査の実施について

#### 目的

県内の入院医療機関・高齢者施設の従事者及び新規入院・入所者に対し、迅速・円滑に検査を実施することにより、**院内・施設内の感染対策の強化を図る。** 

#### 検査対象

県設置保健所管内の病院・有床診療所の医療従事者・新規入院患者

約12万5,000人

県所管入所施設の従事者・新規入所者

約 7万人

#### 検査時期

令和3年2月中旬~3月下旬

#### 緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応

#### 1. 学校における対応

#### 県立学校における学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら、引き続き教育活動を継続する

- ① 感染予防の更なる徹底
  - ▶ 健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)
  - ▶ 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
  - > 授業等における合唱・調理実習等の中止
  - ▶ オンライン学習の活用
  - ▶ 食事中の会話禁止(会話は食事後にマスクを付けてから)
- ② 登下校時の3密の回避
  - ▶ 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、 原則として、始業時刻の繰り下げや短縮授業等の実施。
- ③ 部活動の中止
  - ▶ 部活動を原則中止
- ④ 修学旅行等学校行事
  - ▶ 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、 保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め、 実施の可否を判断

#### ⑤ 卒業式

- → 卒業生、教職員、保護者(1名まで)で規模を縮小して実施
  ※特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施
- > 卒業式後の集まりや会食の自粛

#### 2. 家庭における対応

- ⑥ 家庭へのお願い
  - ▶ 規則正しい生活習慣の徹底 (体調不良の際は登校しない・させない)
  - ▶ 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
  - ➤ 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
  - > 会食等の自粛

#### 3. 市町村への要請

- ① 感染予防の更なる徹底
- ④ 修学旅行等学校行事
- ⑤ 卒業式
  - ※学校規模や地域の感染状況等を踏まえて取り組むよう要請
- 6 家庭へのお願い
  - ※部活動については、感染リスクの高い活動の制限及び 感染防止策の徹底について市町村教育委員会に要請

### 令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜

#### 県公立高校入試は感染防止対策を徹底したうえで予定通り実施

	従来の対応	
<b>出願</b> (2月12日~16日)	受検生が高校に持参	原則、中学校ごとに郵送
<b>学力検査</b> (2月26日)	1検査会場の定員は40名	1検査会場の定員は35名以下 ※受検生同士の距離を1m以上確保 ※常時換気、マスク着用の義務付け ※37.5度以上の発熱は、受検できない
<b>追検査</b> (3月3日)	インフルエンザ等で学力検 査を欠席した受検生が受検	従来の対応に加え、一定の条件(行政検査で陰性、症状なし、 公共交通機関を使用しない)※を満たせば新型コロナウイルス感染 症の濃厚接触者の受検を認める
<b>発表</b> (3月8日)	午前9時に高校で掲示発表	午前9時から <b>ウェブ発表</b>
<b>特例追検査</b> (3月12日)	新規	学力検査から14日後に特例追検査を実施 新型コロナウイルス感染症に感染し、学力検査・追検査が受 検できなかった受検生 (健康観察期間が終了した者のみ) が受検

※濃厚接触者の受検については「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準じる